

基本目標 1 住みごこちの良い生活環境づくり

1 住宅環境の向上

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 人口減少を背景に町内の空家・空地は増加傾向にあり、今後も増加していくことが予想されています。手入れがされていないものは景観を損ねるばかりでなく、火災や倒壊、犯罪の発生など防災・防犯面からも懸念されます。手入れがされない空家・空地の発生を抑制するとともに、有効利用を図ることが必要です。また、倒壊の危険性、衛生上の問題などがある空家は、法に基づき適正に対策を実施していくことが求められます。
- (2) 公共賃貸住宅については、計画的な更新や長寿命化を行うとともに、ライフスタイルの変化に伴う多様なニーズに対応した住宅整備が求められています。また、住宅の配置にあたっては、コンパクトなまちづくりに配慮し、入居者の利便性を高めていくことが必要です。

基本的な考え方

- ・人口減少に伴い空家・空地の増加が今後も見込まれることから、総合的な空家・空地対策に取り組む、キレイなまちなみづくりを進めます。
- ・公共賃貸住宅の入居者が良好な住環境が得られるよう整備と維持管理に努めます。

施策

施 策		主な内容
(1)	総合的な空家・空地対策の推進	①空家の適正管理と発生の抑制 ②空家・空地の活用 ③危険性等のある空家に関する対策の推進
(2)	公共賃貸住宅の整備、利便性の向上	①入居者の特性を踏まえた公共賃貸住宅の整備 ②転居等の入居基準の見直し ③入居者の生活状況に合った住宅利用の検討

指標

指標名	現状値		目標値	
特定空家※等の除却数(延べ数)	(令和6年度)	0棟	(令和11年度)	3棟
公共賃貸住宅の整備戸数	(令和6年度)	950戸	(令和11年度)	900戸

関連する計画

「遠軽町住生活基本計画」
「遠軽町町営住宅長寿命化計画」
「遠軽町耐震改修促進計画」
「遠軽町空家等対策計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



2 美しいまちなみの形成



現状と課題

- (1) 町内の街路樹や花壇については、今後も美しいまちなみを維持するために適切な整備と維持管理を図っていく必要があります。近年、空き店舗が増加しており中心街がシャッター街となってしまうことや老朽化により損壊の可能性のある空き店舗もあります。にぎわいの創出を図り、これらの解消を図る必要があります。
- (2) 美しいまちなみを形成し維持していくためには、町民のモラルの向上が必要となります。路上へのポイ捨てや不法投棄など、未だに後を絶たないことから、町民一人ひとりのキレイ意識の向上を図るとともに、環境美化活動を充実させることが求められます。

基本的な考え方

- ・持続可能な美しいまちなみづくりを図ります。
- ・町民一人ひとりの景観や環境に対するキレイ意識の向上を図ります。

施策

施 策		主な内容
(1)	美しい景観の整備	①花壇、街路樹の整備と維持管理 ②中心街のにぎわい創出による空き店舗等の解消
(2)	キレイ意識の向上	①環境や景観の美化に対する町民意識の向上 ②環境美化活動の促進 ③衛生に関する啓発

指標

指標名	現状値		目標値	
道路の美化活動	(令和6年度)	9路線	(令和11年度)	9路線

関連する計画

「遠軽町公園施設長寿命化計画」

「遠軽町環境基本計画」

関連性の高いSDGs

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

11 住み続けられる
まちづくりを



11 住み続けられるまちづくりを



3 上下水道の充実



現状と課題

- (1) 水道事業については、遠軽、瀬戸瀬、社名淵、生田原、安国、丸瀬布、上武利及び白滝の各地域に水道施設を整備し、安全でキレイな水を安定して供給しています。また、これまで表流水を水源とする浄水場においては、集中豪雨などによる濁水の処理に苦慮していましたが、清川浄水場については滞水池※(愛称：えんため〜る)を整備し、集中豪雨などの際にも長時間キレイな水を確保することが可能となっています。水質についても定期的に検査・確認を行い、有害物質が含まれていないことを確認しています。引き続き、安全でキレイな水を供給するため、老朽化した施設の更新や耐震化などを計画的に進めていくとともに、災害時などにおいても安定した給水ができる体制づくりに努める必要があります。また、限りある資源である水を有効に活用していくため、節水について協力を働きかけることも重要です。
- (2) 下水道事業については、下水道処理区域内水洗化率が令和5年度末に96%となり、健康で衛生的な生活にはなくてはならないものとなっています。また、下水道未接続住宅の水洗化に努める必要があります。
- (3) 本町の上下水道事業は、公営企業として事業を運営しています。今後も、人口減少などの影響による料金収入の減少が進んでいく中で、計画的で健全な事業運営を維持するために水道料金及び下水道使用料収入の確保に努めるとともに、使用料金の見直しについても検討する必要があります。

基本的な考え方

- ・安全でキレイな水を安定供給するため、水道施設の計画的な整備・更新と効率的な維持管理を進めます。
- ・下水道計画区域内での計画的な下水道整備と維持管理を推進するとともに、未整備地区の効率的な下水処理対策に取り組みます。
- ・効率的な上下水道事業運営を進め、計画的で健全な事業経営に努めます。

施策

施 策		主な内容
(1)	安全でキレイな水の安定供給	①水道施設の計画的な整備・更新、維持管理 ②水質の管理・検査体制の充実 ③節水や水の有効利用に対する意識づくり
(2)	下水道施設の整備と維持管理	①下水道施設の計画的な整備・更新、維持管理 ②下水道計画区域内での水洗化の促進 ③未整備地区の効率的な下水処理の推進

施 策		主な内容
(3)	上下水道事業の健全な運営	①上下水道事業に係る計画的な財政運営の推進 ②水道料金・下水道使用料収入の確保 ③水道料金・下水道使用料金の見直しの検討

指標

指標名	現状値		目標値	
水道有収率※	(令和5年度)	57.00%	(令和11年度)	62.00%
下水道水洗化率※	(令和5年度)	96.00%	(令和11年度)	97.00%
水道料金回収率※	(令和5年度)	82.97%	(令和11年度)	100%以上
下水道経費回収率※	(令和5年度)	109.12%	(令和11年度)	100%以上

関連する計画

「遠軽町水道事業ビジョン」
「遠軽町公共下水道事業計画」
「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」

関連性の高いSDGs



6 安全な水とトイレを世界中に



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

基本目標2 安心して安全に暮らせる明るいまちづくり

1 消防・救急体制の充実



現状と課題

- (1) 町内には、消防署と3出張所があるほか、各地域に消防団が組織され、消火活動をはじめさまざまな災害から町民の生命・財産を守る重要な役割を担っています。災害の多様化・複雑化や社会構造の変化にも柔軟に対応できる消防力を維持していくことが求められています。地域防災力の中核を担う消防団員の加入促進や災害時の救護、避難誘導活動に注力できる人的資源の確保に努めていかなければなりません。また、救急活動においては、高齢化社会の進展に伴い、高齢者を対象とする救急出動件数は今後ますます増加していくことが予測されています。この救急需要に対応するため、町内医療機関とのさらなる連携強化に取り組み、北見市や旭川市などの高次医療機関への転院搬送の要請にも即応できるよう、広域消防のメリットを最大限に生かし、救急出動体制を強化していく必要があります。さらには、消防・救急車両、装備や資機材についても、社会情勢に対応し計画的に更新していくことが必要となります。
- (2) 消防の一環として、広報や関連イベントなどを通じて火災予防の大切さを啓発しています。今後もさまざまな機会を通じて、火災を未然に防ぐ意識を向上させることが必要です。救急については、救急車を呼ぶべき正しい状況を町民へ啓発することで、不要な救急搬送を減らし、医療資源を本当に必要なところへ配分することが必要です。また、町内の各施設において、AED※の設置が進んでいますが、心肺蘇生法やAED※の講習会への積極的な参加を促進し、緊急時に慌てず対処できる技術や知識を広めるとともに、AED※のバッテリーや器具などの適正な管理が必要です。

基本的な考え方

- ・消防・救急体制を強化するため、消防団などへの加入促進や装備、資機材などの充実に取り組みます。
- ・火災を未然に防ぐ意識向上、救急車呼び出しへの正しい理解促進、救急時の対応に関する知識の普及に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	消防・救急体制の充実	①救急・救助・搬送体制の強化 ②消防団等への加入促進 ③消防・救急施設、装備、資機材等の充実
(2)	消防・救急に対する町民意識の向上	①火災予防意識の向上 ②救急車の適正な呼び出しの啓発 ③心肺蘇生法講習会等、応急手当の普及 ④AED※の適正管理

指標

指標名	現状値		目標値	
救急出動件数	(令和5年度)	1,027件	(令和11年度)	1,020件
消防団員数	(令和5年度)	230人	(令和11年度)	253人

関連する計画

「遠軽地区広域組合公共施設等総合管理計画」

「遠軽地区広域組合消防施設整備計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

2 防災体制の充実



現状と課題

- (1) 近年、各地で大規模な災害が発生しています。本町においても、平成28年に一週間に三つの台風が連続して北海道に上陸し、その影響による降雨で町内各地に甚大な被害が発生しました。また、平成30年には北海道胆振東部を震源とする大規模地震が発生し、この影響で北海道のほぼ全域で電力が止まる事態（ブラックアウト）となりました。突発的に発生する災害に対し、人的・経済的被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者などが自ら取り組む「自助」、身近な地域やコミュニティにおいて町民などが力を合わせて助け合う「共助」が必要となります。
- (2) 本町は比較的災害が少ない地域であり、実際に災害を経験したことがない世代が存在し、災害への備えが希薄になることが想定されるため、子どもの頃からの防災教育の充実を図り、防災意識の高い「人づくり」を進めていくことが求められます。また、デジタルを活用した防災啓発情報の発信や出前講座などを実施することで、自治会や町民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることが必要となります。

基本的な考え方

- ・自助、共助など災害に対する町民意識の高揚や防災体制の整備・強化をし、公助の充実に取り組みます。

施策

施策		主な内容
(1)	地域防災力の向上	①災害時における多様な伝達手段の確立 ②計画的な防災備蓄品の整備 ③避難体制の充実（体制の整備、訓練の実施） ④地域防災力の向上促進（自主防災組織の結成促進）
(2)	防災教育の充実	①幼少期からの防災教育の推進 ②防災対策意識の高揚

指標

指標名	現状値		目標値	
防災備蓄品の備蓄量	(令和6年度)	約180人分	(令和11年度)	約250人分
1日防災学校実施回数	(令和6年度)	1回/年	(令和11年度)	4回/年

関連する計画

「遠軽町強靱化計画」
「遠軽町地域防災計画」
「遠軽町水防計画」
「遠軽町国民保護計画」
「遠軽町災害廃棄物処理計画」

関連性の高いSDGs



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



3 交通安全・防犯の推進



現状と課題

- (1) 交通安全指導員による活動や交通安全教室などを通じて、子どもから高齢者まで地域社会全体で交通安全意識を高めていくよう努めていますが、町内に住む外国人も増加傾向にあることから、外国人向けの交通安全教育の検討も必要です。近年の交通事故の傾向を全国的に見ると高齢者の交通事故が増加しています。自動車による事故だけではなく、自転車や歩行者による事故も含めて高齢者が関わる交通事故は深刻な結果を招くことが多いため、適切な対策が求められます。交通事故を減らすために、交通安全に対する啓発の強化と幅広い年齢層への自転車利用に対するマナーとルールの徹底について啓発を行っていくことが必要です。また、高速交通ネットワークの整備に伴い、町内の交通量が増加していることなどを踏まえて、交通危険箇所を把握し、適切な安全対策を進める必要があります。
- (2) 防犯対策は、生活安全灯の設置などの物理的対策、防犯パトロールや啓発活動などを実施する社会的対策、学校などでの防犯教育、最新テクノロジーの活用など多面的なアプローチが求められます。また、高齢者や子どもを狙った事件が後を絶たない状況にあり、町民が犯罪の加害者や被害者とならないために、個人、地域、警察などの協力により、犯罪を未然に防ぐことに加えて、全国的にも犯罪の半数近くを占めている再犯の防止を図ることが安全で明るい生活環境を維持するために必要です。また、空き巣や窃盗などの犯罪に加え、近年では特殊詐欺や、SNS※を悪用した犯罪、さらにはインターネットの普及によるSNS※などを利用した誹謗中傷・いじめなども増えており、犯罪に対する啓発と併せてSNS※などの正しい利用法についても啓発していく必要があります。

基本的な考え方

- ・交通の安全を確保するため、交通安全教育を展開し、交通安全意識の向上に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- ・地域の安全・安心を確保するため、関係機関・団体と協力し、詐欺被害の防止や防犯意識の高揚を図り、犯罪が起きない安全で明るい環境づくりを進めます。



施策

施策		主な内容
(1)	交通安全の推進	①年齢層等に応じた交通安全教育の推進 ②交通安全指導員活動の推進 ③交通安全啓発の強化 ④自転車交通安全教育の強化 ⑤交通安全施設の整備、関係機関への設置要請
(2)	防犯対策の推進	①生活安全灯の設置 ②防犯パトロールの推進 ③特殊詐欺等の被害防止に関する啓発 ④SNS※等の正しい利用方法の啓発
	再犯防止の推進	①再犯防止に対する理解の促進 ②「社会を明るくする運動」等の啓発活動の推進 ③保護司の人材確保と協力 ④更生保護事業の広報活動の推進・支援

指標

指標名	現状値		目標値	
交通事故件数(人身)	(令和5年度)	8件	(令和11年度)	0件
犯罪件数	(令和5年度)	43件	(令和11年度)	0件

関連する計画

「交通/バリアフリー基本構想」
 「遠軽町地方再犯防止推進計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に

基本目標 3 環境保全とクリーンなまちづくり

1 ごみ処理の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 本町では、ごみの再利用・再資源化に努めています。ごみの分別は町民の負担となりますが、限りある資源の有効活用とごみの減量化が図られ、持続可能な循環型社会※を実現するために必要なものです。ごみの排出量を減らすことは、自然環境への負荷を減らすだけではなく、処理施設の延命や収集の効率化などにもつながり、最終的には町民の負担を減らすことにもなるため、町民一人ひとりがより意識してごみを減らしていくことが重要です。また、処理費用の負担増加や分別の複雑化などの理由から不法投棄が増加する傾向にあるため、さらなる指導や監視体制の強化が求められます。
- (2) ごみや資源ぶつの中間処理施設(焼却・破砕など)の運営は一部事務組合(遠軽地区広域組合)が行っており、本町のほか、湧別町・佐呂間町のごみの受入処理をしています。平成30年に「えんがるクリーンセンター」(焼却施設)、令和6年に「えんがるリサイクルセンター」(破砕など)を供用開始し、廃棄物処理を安定的かつ効果的に行っています。今後は広域運営となる最終処分場が稼働予定となっています。それぞれの施設を適正に維持管理し、ごみ処理に係る自然環境等への負担軽減を図るためごみの減量化・再資源化をさらに図っていくことが必要です。水害などの災害により発生した廃棄物の処理を迅速に行うため、廃棄物処理体制の確立と町民への理解の促進に努める必要があります。

基本的な考え方

- ・持続可能な循環型社会※を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、クリーンな環境づくりに取り組みます。
- ・処理施設の整備・更新と適切な維持管理に努め、ごみ処理の最適化を図ります。

施策

施策		主な内容
(1)	ごみの減量化・再資源化の推進	①ごみの減量化に対する理解促進、リサイクル意識の啓発 ②正しい分別に関する理解促進 ③不法投棄の防止に向けた取組
(2)	廃棄物処理体制の充実	①廃棄物処理施設の適正な整備・更新、維持管理 ②災害廃棄物の適正な処理と町民の理解の促進

指標

指標名	現状値	目標値
ごみ総排出量	(令和5年度) 1,227 g / 人・日	(令和11年度) 1,013 g / 人・日
ごみ処理場搬入量	(令和5年度) 7,836 t	(令和11年度) 5,973 t

関連する計画

「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」

「遠軽町分別収集計画」

「遠軽町災害廃棄物処理計画」

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



17 パートナーシップで目標を達成しよう

2 環境保全、環境衛生の充実



現状と課題

- (1) 昨今の環境保全を取り巻く情勢は、「持続可能な発展に向けた開発目標(SDGs※)」や「パリ協定※」の採択などに伴い経済や社会の在り方が大きく変化しており、国は2021年4月に2030年度までに温室効果ガスを46%削減(2013年度比)することを目標に掲げています。経済、社会及び環境の三側面の調和を意識しながら脱炭素社会を実現する必要があります。本町においても、環境問題を理解し、行動を変えるための教育や啓発、さらには、温室効果ガスの排出抑制や省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用拡大などについて取り組んでいくことが必要です。
- (2) 油やふん尿などが河川や土壌に流出することにより、自然環境が破壊されるばかりでなく、上下水道などに大きな被害を及ぼす可能性もあります。適切な管理と事故の未然防止が求められます。環境負荷の高い生活排水処理については、下水道計画区域外における個別排水事業による浄化槽の設置を進め、環境負荷の低減を図ることが必要です。し尿処理については、本町単独よりも広域的に取り組むことにより負担軽減が期待されるため、湧別町と佐呂間町と共同で受入施設を整備する計画があります。
- (3) 町営墓地については、草刈や清掃などの維持管理を行っていますが、少子高齢化や使用者の転出などに伴い、管理が行き届かなくなるお墓も見られます。適正な使用者の継承手続きや使用区画の返還手続きを進める必要があります。また、令和2年度から合葬墓※の供用を開始しています。今後も、後継者不在などによって墓じまいをする方や経済的な事情からお墓を建てられない方が増えることが想定されるため、社会情勢に合わせた対応が求められます。

基本的な考え方

- ・地球規模での環境保全に対する意識を高め、温室効果ガスの排出抑制などの具体的な取組を進めます。
- ・クリーンな環境づくりのため、公害の監視など、環境衛生対策の充実に努めます。
- ・町営墓地及び合葬墓※の適正な整備、維持管理に努めます。



施策

施策		主な内容
(1)	環境保全の充実	①環境保全に係る学校教育と普及啓発 ②町有施設における省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制 ③再生可能エネルギーの導入促進と適切な管理方法の検討
(2)	環境衛生対策の充実	①大気・水質・土壌汚染、悪臭、騒音等の監視強化 ②環境保全、衛生に対する公共マナーの向上 ③生活排水処理の適正な推進
(3)	墓地の適正な管理運営	①町営墓地の適正な管理 ②合葬墓※の適正な整備、維持管理

指標

指標名	現状値		目標値	
油流出事故件数	(令和5年度)	1件	(令和11年度)	0件
浄化槽設置数	(令和5年度)	529基	(令和11年度)	590基
合葬墓※合計埋葬数	(令和5年度)	385体	(令和11年度)	1,000体

関連する計画

「遠軽町環境基本計画」
「遠軽町地球温暖化対策実行計画」
「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を